

令和5年度乳幼児健康診査の実施方針について（令和5年5月8日以降）

1 概要

感染防止対策を講じた上で、4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を集団健診として実施する。

2 集団健診の方法

区分	取組等
○乳幼児健康診査メニュー	<p>凡例／○：共通、◎：1歳半・3歳、■：1歳半のみ、●：3歳のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付 ○健康チェック(健康チェック票提出・体調確認・体温測定) ○オリエンテーション ●SVS ●尿検査 ○待合講座 ○身体計測など ○医師診察 ◎歯科診察 ◎歯科保健指導 ■フッ素塗布(希望者のみ) ○保健指導 <p style="text-align: right;">歯科健診等は別紙を参照</p>
○受診者数	1回につき、受診者数は概ね30組とする。
○受診者及びスタッフの感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良・発熱時は健康診査の対象としないことを通知し、来所前の体調観察を促し、体調不良時は日程変更する。 ・ 受付時の健康観察を行う。 ・ <u>手指消毒液を設置する。</u> ・ <u>歯科診察室内では、保護者のマスク着用をお願いする。</u> ・ 健診従事者はあらかじめ検温等を行い、体調不良時は従事しない。従事する場合はマスク着用をお願いし、希望者はフェイスガード・ガウンを着用する。
○会場環境の整備	定期的に換気をする。